

注(1) 金応斗 一五七七—一六一四年。久米村金氏(阿波連家)七

世。官は正議大夫に陞る(『家譜』(二)七六頁)。

1-32-14

国王尚寧の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬三魯等を遣わす執照(二六〇七、三、八)

琉球国中山王尚(寧)、天使の回駕するに音信を詢問す等の事の為にす。

聖恩もて、二位の、欽差の工科都給事中夏(子陽)・行人司行人王(士楨)等の員役を差わし、海船に坐駕し、万曆三十四年(一六〇六)六月内、国に到りて、勅を頒ち皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事畢り、十月二十一日に回駕す。且つ本国は仍お王舅・大夫・使者・通事等の官の毛鳳儀等の員役を差わして謝恩せしむ。船は就ち十一月二十一日、開洋する外、第だ、山海の阻隔するに縁り、音信知る莫し。此の為に今、使者・都通事の梁順等の官を差わし、夷梢を率領し、本国の小船に坐駕し、福建地方に前去して、回朝等の消息を採探せしむ。仍お生硫黄二千斤を齎載して以て前年の真儀を補う。合に洪字第四十三号半印勘合を給し、都通事梁順等に付し収執して前去せしむべし。如し経過の関津把隘及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅

慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者一員 馬三魯 人伴四名

都通事一員 梁順 人伴四名

通事一員 林世重 人伴二名

管船火長・直庫二名 林俊 馬極美

梢水共に三十名

右の執照は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十五年(一六〇七)三月初八日給す

執照

1-32-15

国王尚寧の、進貢のため長史鄭子孝等を遣わす執照

(二六〇七、八、二五)

琉球国中山王尚(寧)、進貢等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭子孝等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第四十五号半印勘合執照を給し、通事林世重等に付

し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭子孝 人伴一十名

使者一員 吳儀子 人伴五名

都通事一員 阮明 人伴三名

存留在船使者四員 馬三魯 顧庇 麻五刺 馬美珠

人伴八名

存留在船通事三員 林世重 林華 鄭宗 人伴六名

管船火長・直庫二名 梁賢 彭雅

附搭の土夏布二百匹

梢水共に四十七名

右の執照は通事林世重等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十五年（一六〇七）八月二十五日給す

執照

注\* 『明実録』万曆三十六年十二月丙辰の条に關連の記事がある。

(一) 梁賢 一五八一—一六六〇年。神谷通事親雲上。久米村吳江

梁氏（龜嶋家）五世（『家譜（二）』七六三頁）。

1-32-16

国王尚寧の、薩摩の侵入と、貢期に遅れることを急報するた  
め正議大夫鄭俊等を遣わす執照（一六〇九、五、一一）

琉球国中山王尚（寧）、倭乱を急報し貢期を緩むるを致す事の為  
にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の鄭俊等を遣わし、水  
梢を率領し、小土船一隻に坐駕し、並びに生硫黄二千斤を装載し、  
福建等処承宣布政使司に前赴し、前項の縁由を投報せしむ、等の  
情あり。今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官兵の  
盤驗して便ならざるを恐る。此れに拠り理として合に給照すべし。  
此の為に、除外に今、洪字第五十一号半印勘合執照を給し、都通  
事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し関津把隘ところの去処の官  
兵の驗実すれば、即便に放行し、留難して使ならざるを得しむる  
母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 麻富都 人伴五名

都通事一員 梁順 人伴三名

管船火長・直庫二名 蔡喜 錢富

水梢

右の執照は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ